岩手県監査委員告示第3号

監査結果の公表(平成21年岩手県監査委員告示第36号)により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

岩手県監査委員 千 葉 康一郎 岩手県監査委員 樋 下 正 信 岩手県監査委員 菊 池 武 利 岩手県監査委員 谷 地 信 子

- 1 監查対象機関名 保健福祉部長寿社会課
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 平成21年8月19日
 - (2) 本監査実施日 平成21年9月16日
- 3 監査結果の公表の日 平成21年11月6日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
認知症介護指導者養成研修事業補助金の交付に当たり、当	誤って支出した補助金については、平成21年10月1日に
該補助金交付要領に定める補助対象経費以外の経費を含めて	返還手続を行い、平成21年10月9日に全て返還が完了した。
交付決定しているものが2件、76,600円あったので、適正な	今後は、課内のチェック体制の強化を図り、再発防止に
事務の執行に努められたい。	努める。